

資料2-①

外部評価個票

事業名	いきいき雪国やまがた推進交付金	開始/終了(予定)年度	H24 / 未設定	成果指標及び 成果実績	成果指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 (最終目標)			
グループ名	いきいき雪国やまがた推進交付金				①共助による除雪活動を行う団体数	実績	団体			446	-	-			
部局・担当課名	みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課					当初見込み				446	-	470			
創設背景 (課題)	H23.24の2年連続の豪雪が県民生活や産業活動に深刻な影響を及ぼしたとして、「雪対策総合プロジェクト推進本部」を設置、地域の実情に合わせた実効性のある雪対策として本交付金が創設された。				②雪害による死者数	実績	人	12	3	1	5				
事業の目的	地域の実情に対応したきめ細かな雪対策の推進					当初見込み				0		0			
事業概要	山形県は全域が国土交通省の指定する「豪雪地帯」となっているが、県内でも地域により降雪量には大きな差がある。また、中山間地域では過疎化や高齢化、都市部では共助意識の希薄化や排雪場所の確保等、効果的な対応が異なっていることから、地域の実情に対応した効果的な雪対策を推進するため、市町村が実施する計画的な雪対策の取組を交付金により支援するもの。県内の全市町村が活用している。 令和元年度からは、雪を活用した地域活性化を促進するため、雪まつり等のイベントも支援対象としている。				③冬の観光客数(12月～2月)	実績	千人	5,488	6,579	7,333	7,570				
						当初見込み				9,000		8,900			
					④	実績									
						当初見込み									
					成果指標設定の考え方										
					<p>・交付金事業としての成果指標は設定していないため、本県の雪対策の方向性を示す山形県雪対策基本計画（第4次 R2～R11）に基づき策定している雪対策アクションプラン（後期：R7～R11）の目標指標を記載。（②と③は前期アクションプランから継続）</p> <p>①共助による除雪活動を行う団体数については、交付金を活用したボランティアセンターの機能強化や若者の地域課題解決のための取組み支援、地域一斉除雪等を推進することにより、県内4ブロックで1団体ずつの増加を目標とする。</p> <p>②雪害による死者数については、ICTを活用した除雪システムの導入や要援護者に対する除雪作業支援により、雪害による死者ゼロを目指す。</p> <p>③観光客数については、新型コロナウイルス感染症拡大による観光客数の落ち込みもあったため、実績ベースで目標値を見直し、雪を活用したイベント等を通じた増加を目標とする。</p>										
補助概要	補助率 (最終受益者に対する補助率)	県の裁量の有無	補助の相手方		執行率50%未満の場合の要因分析										
	2分の1以内	○	県内市町村												
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度									
	当初予算額 (単位:千円)	90,000	91,000	91,000	91,000	91,000									
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金														
	県債														
	その他特定財源														
	一般財源	90,000	91,000	91,000	91,000	91,000									
	計	90,000	91,000	91,000	91,000	91,000									
	決算額 (千円単位)	86,406	86,438	83,711	91,000										
	執行率 (%)	96%	95%	92%	100%	0%									

事業所管部局による評価・検証(令和7年度9月末まで)

項目	評価 (ABC)	評価に関する説明	課題	今後の対応
全ての 検証事務 の視点 事業の の取組 ポイント	①長く継続し、社会経済情勢の変化とミスマッチになってないか。 (開始時から社会経済情勢の変化を考慮して、継続するのは妥当か。)	A 市町村からの要望や社会情勢の変化を踏まえ、継続的に支援メニューの見直しを行っており、近年ではICT除雪の導入を新たに支援対象とする等の対応を行っている。		
	②当初の目的や役割を一定程度達成しているのではないか。 (当初の目的・役割の達成程度からみて、継続するのは妥当か。)	A 過疎化や高齢化による担い手の減少やゲリラ豪雪の多発等に対応するため、地域における除雪対策の必要性は増しており、支援の継続は妥当である。		
	③人口減少を受けて受益者が減少し、コストに見合っていないのではないか。 (開始時から受益者が減少しても、継続するのは妥当か。)	A 本交付金は豪雪地帯である県全域の県民生活に関わるものであり、支援の継続は妥当である。		
検証点の取組 ポイント	④課題に対する事業手法は妥当か。	A 地域の実情に応じた雪対策を推進するためには、各市町村の施策を支援できる施策が効果的であり、事業手法は妥当である。		当該交付金は平成24年度の事業開始後、市町村からの要望を踏まえて一部メニューの交付上限額の撤廃・要件緩和を行い、地域の実情に合わせ柔軟な活用を可能としてきた。令和4年度には支援メニューの見直しを行い、ICTを活用した道路除雪システムの導入を新たに支援対象として市町村のシステム導入を後押しする等、社会情勢の変化や市町村のニーズに対応した制度内容としている。 今後は、アクションプランのテーマの一つである、「地域における除雪の推進」を図るために、地域の共助による除雪を支援する事業を重点配分の対象とともに、県内の共助除雪体制づくりの取組み事例を、講習会やホームページ等で共有・発信することで、普及を図っていく。
	⑤成果指標と目標値の考え方は妥当か。	A 県の雪対策の方向性を示す「山形県雪対策基本計画」に基づく「山形県雪対策アクションプラン」の成果指標としており、本事業は本プラン実施のための施策であることから妥当である。		
	⑥「執行率が50%未満の場合の要因分析」の内容・手法は妥当か。			

いきいき雪国やまがた推進交付金について

1. 事業概要

地理的要因による降雪量の多少に加え、中山間地域では著しい人口減少や高い高齢化率、都市部では地域帰属意識の希薄化や排雪場所の確保など、各地域の実情によって効果的な対応策が異なっている。これら地域の実情に的確に対応した雪対策を推進するため、市町村が計画的に実施する取組みを支援していく。

(1) 補助率 1/2 以内

(2) 主な交付金対象事業

- ・高齢者など要援護者の除排雪支援（人員派遣、経費助成 等）
- ・自治会等が行う地域一斉除排雪、除雪資機材の購入、流雪溝の管理 等
- ・やまがた雪文化マイスターの活用
- ・雪を活用した祭り・イベントの新たな開催又は拡充

(3) 令和7年度の予算額 総額：91,000千円

(内訳) 克雪対策事業：86,000千円、利雪・親雪対策事業：5,000千円

2. 制度の変遷

R1～	<ul style="list-style-type: none">・市町村総合交付金から「いきいき雪国やまがた推進交付金」を独立・利雪・親雪の取組促進のため、新たに「利雪・親雪対策事業」を設定・豪雪時に市町村が実施する追加支援に対する「豪雪対策枠」を設定
R2～	<ul style="list-style-type: none">・雪を活用した祭り・イベントの新たな開催又は拡充への支援要件を緩和
R3～	<ul style="list-style-type: none">・除雪オペレーターの資格取得の人数制限（1事業者1名）を撤廃
R4～	<ul style="list-style-type: none">・ICTを活用した道路除排雪の省力化・効率化の実装に係るメニュー追加・除雪資機材整備事業の要件緩和（共助に加え、自助を目的とした交付も対象に）・豪雪対策枠の予算額増額（500万円→600万円）
R7～	<ul style="list-style-type: none">・豪雪対策枠の交付要件（豪雪本部の設置）を撤廃し、克雪対策事業に統合

3. これまでの実績

	配分額	実績額	活用率	備考
H24	83,400千円	62,225千円	74.6%	制度創設、大雪
H25	83,400千円	64,810千円	77.7%	制度改革（上限額拡大・撤廃）
H26	83,089千円	75,811千円	91.2%	置賜で大雪（12～1月）
H27	81,114千円	60,227千円	74.2%	少雪
H28	83,400千円	70,742千円	84.8%	
H29	83,400千円	75,492千円	90.5%	制度改革（対象事業追加等）
H30	83,400千円	74,061千円	88.8%	市町村総合交付金に統合
R1	81,203千円	38,355千円	47.2%	少雪、市町村総合交付金から独立
R2	132,839千円（うち昨年度執行残42,848千円）	123,102千円	92.7%	初の豪雪枠交付
R3	96,143千円（うち昨年度執行残9,737千円）	91,196千円	94.9%	豪雪枠交付
R4	91,385千円（うち昨年度執行残4,947千円）	87,650千円	95.9%	豪雪枠交付
R5	87,446千円（うち昨年度執行残3,735千円）	60,045千円	68.7%	少雪
R6	118,401千円（うち昨年度執行残27,401千円）	115,242千円	97.3%	豪雪枠交付

別表第1

1 克雪対策事業

番号	事業項目	内 容	備 考	重点配分 対象
(1) 要援護者対策事業	要援護者（身体的かつ経済的理由から自ら雪下ろしや除雪が困難な者をいう。）の支援を行う事業	①本事業は必ず取組む事業とする（ただし、「豪雪地帯対策交付金」により当該メニューにより実施する事業場合はこの限りではない）。 ②本事業項目に係る交付額の上限は、各市町村の交付額合計の3分の2以内とする。ただし、3以上の事業項目を実施する市町村についてはこの限りではない。 ③豪雪地帯安全確保緊急対策交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の申請者は対象外であり、番号(2)～(7)についても同様とする。	○	
(2) 地域におけるボランティア導入向上事業	ボランティアセンターの災害対応強化、小災害時の対応力の向上等のために行う研修、打合せ、訓練等の事業（市町村社会福祉協議会等に対して市町村が補助金を交付して実施する場合等を含む。）			
(3) 住民からの除雪依頼への対応向上事業	住民からの除雪依頼に対する窓口等の設置及び運営を行う事業（事業主体に対して市町村が補助金を交付して実施する場合等を含む。）			
(4) 地域一斉除雪推進事業	自治会等が行う地域一斉除雪に要する経費（自治会等に対して市町村が補助金を交付して実施する場合等を含む。）		○	
(5) 除雪資機材整備事業	(1) ハード事業 （2）ソフト事業	(※)を整備する事業（市町村社会福祉協議会、自治会等に対して市町村が補助金を交付して実施する場合等を含む。） ※ハード事業においては小型除雪機（除雪用アタッチメントを含む。）、融雪機等。ソフト事業については雪下ろし・除雪に係る装備品や除雪用具等	本事業項目に係る交付額の上限は、豪雪地帯特別措置法第2条第2項の規定により特別豪雪地帯に指定された市町村にあっては、1台あたり1,000千円、それ以外の市町村にあっては、1台あたり500千円とする。 ○	
(6) 空き家対策事業	(1) 實態調査 (2) 冬期間の対策	空き家に係る権利関係、建物の管理状況、劣化診断等の調査を行う事業 空き家の屋根の雪下ろし・除雪を行いう事業（真にやむを得ない場合に限る。）	(1) 「冬期間の対策」に掲げる事業を実施すること。 (2) 実績報告書において、事業対象とした空き家の状況を記載した資料を提出すること。	
(7) 排雪場所確保対策事業		自治会等が行う冬期間の排雪場所の借上げ及び排雪の運搬に係るに要する経費について市町村が補助金を交付する事業	○	

番号	事業項目	内容	備考
(8)	流雪溝利用適正化事業	<p>(1) ルール化 地域住民による管理団体を立ち上げるための打合せ等をする事業（自治会等に対しても市町村が補助金を交付して実施する場合等を含む。）</p> <p>(2) 管理団体の運営 地域住民による経費に対して市町村が補助金を交付する事業</p> <p>(3) 小修繕費 地域住民による管理団体が行う流雪溝の軽微な修繕に係る経費に対して市町村が補助金を交付する事業</p> <p>(9) 生活道路等共同除排雪事業 自治会等が行う生活道路や法定外公共物の除排雪に対する経費（自治会等に対して市町村が補助金を交付して実施する場合を含む。）</p>	○
(10)	園芸産地雪害防止取組促進事業	<p>樹園地における果樹の枝折れ及び農業の用に供するパイプハウスの倒壊等の被害軽減等のため、務農議会組織の作成する作業道除雪事業実施計画書に基づき、作業道の除雪等を行う事業（農業協同組合、複数の農業者の組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものに限る。）又は協議会組織に対して市町村が補助金等を交付して実施する場合等を含む。）</p> <p>なお、次のいずれかの方法により行う作業道の除雪に要する経費を対象とする。</p> <p>(1) 除雪機械のレンタル（除雪機械の賃借及び搬送に要する経費に限る。） (2) 除雪機械の取得（除雪機械の購入に要する経費に限る。） (3) 農業者等への委託</p>	<p>(1) 「作業道」とは国、県、市町村及びその他の団体等が管理する道路から、樹園地又は農業の用に供するパイプハウス等の施設へ接続する道路をいう。</p> <p>(2) 本事業項目に係る1地区あたりの交付上限額は下記①～③のとおりとする。 ①除雪機械のレンタル 300千円 ②除雪機械の取得 900千円 ③農業者等への委託 300千円</p> <p>(3) 向こう3か年の「作業道除雪事業実施計画書」を提出すること。</p>
(11)	道路除雪担い手確保事業	<p>(1) 資格取得 除雪機械運転員として従事するためには必要な免許取得及び講習の受講に要する経費に対して、市町村が補助金を交付する事業</p> <p>(2) 技術向上 除雪機械運転員に対して、除雪技術向上のために行う研修等の開催に要する経費（事業主体に対して市町村が補助金を交付して実施する場合を含む。）</p>	<p>本事業項目に係る1人あたりの交付上限額は40千円を上限とする。</p>
(12)	消融雪設備等導入支援事業	住宅敷地内及び社会福祉施設等への消融雪設備（土地又は屋根等に定着した設備を除く）の導入に要する経費に対して、市町村が補助金を交付する事業	
(13)	ICTを活用した道路除排雪の省力化・効率化の実装事業	ICTを活用した道路除排雪の省力化・効率化の実装に向けた実証実験または導入を行う事業	補助対象期間は、実証実験開始年度または導入開始年度のいずれか早い年度から最長3年までとする。

2 利雪・親雪対策事業

番号	事業項目	内 容	備 考
(14) やまがた雪文化マイスター活動推進事業	地域内の活動及び社会教育の場等において、やまがた雪文化マイスターの活動を推進する事業（事業主体に対して市町村が補助金を交付して実施する場合を含む。）	県内の雪を活用した祭り・イベント等（以下、「雪祭り等」という。）の新規な開催及び既存の雪祭り等の内容を拡充する事業（実行委員会等が行う新規事業又は拡充事業に要する経費を市町村が負担又は補助する場合を含む） ※当該年度を含め、おおむね3年以上継続して実施する意志を有しているものを対象とする。 ※過去3年以内（前々年度まで）に新規・内容拡充を実施し、当該年度まで継続して実施してきた事業も対象とする。 ※拡充事業の場合は拡充部分を明確に特定することができる経費であること ※当該年度において、国又は県による補助金等の交付を受けていないものに限る	(1) 対象事業費 1,000千円～4,000千円 (2) 補助対象期間 事業開始年度から最長3年まで
(15) 雪を活用した観光誘客支援事業	地域の活力創出や観光地としての魅力向上のため、雪を地域資源として活用する地域づくり活動を推進する事業（事業主体に対して市町村が補助金を交付して実施する場合を含む。） ※15の事業（雪を活用した観光誘客支援事業）に該当する事業は対象外とする ※当該年度において、国又は県による補助金等の交付を受けていないものに限る	本事業項目に係る交付上限額は、1事業あたり400千円とする。	
(16) 雪を活かした地域づくり推進事業			

3 その他

番号	事業項目	内 容	備 考
(17) その他事業	上記1から16のほか、県の雪対策基本計画・雪対策アクションプランの推進に資すると認められる事業	事業内容を示した書類を添付すること。	

別表第2

費目	経費の内容
賃金	臨時職員及びパートタイマーに係る経費
報償費	研修会・講演会等の外部講師への謝金等
旅費	
費用弁償	外部講師等の交通費
普通旅費	県外等への講師等との打合せに係る旅費
需用費	
食糧費	研修会等の運営に必要と認められる茶菓代等
消耗品費	事業に直接必要な各種用具の購入費
燃料費	除雪機等の燃料代等
印刷製本費	パンフレット等の印刷及び製本費（外注に限る。）
修繕料	除雪機等の修繕費
役務費	保険料、切手代、広報費等
委託料	調査や作業のための業者や団体等への委託料
使用料	会議室や車両等の借上げ料
備品購入費	除雪機等の購入費（5万円以上のもの）
負担金	市町村が支出する負担金
補助金	市町村から交付する補助金・交付金等

令和6年度 いきいき雪国やまがた推進交付金 活用状況

No		活用市町村数	事業内容（例）
1	要援護者対策	31	・高齢者や障がい者自宅の雪下ろし・雪かきへの費用補助 ・要援護者に対する除雪作業員の派遣
2	ボランティア導入向上	3	・社会福祉協議会が運営する除雪ボランティアセンターへの運営補助 ・防災に関する講習実施、災害ボランティア養成講座
3	除雪依頼対応向上	12	・除雪等の雪に対する市民サービス情報を一元的に行う総合窓口の設置（冬期4か月間） ・除雪ホットラインの電話オペレーター設置
4	地域一斉除雪	13	・積雪量の多い山間部の公共施設における共助除雪活動への補助 ・地域の除雪活動とダンプによる排雪作業を同日に行う、効率的な除雪活動の実施
5	除雪資機材整備	16	・小型除雪機の購入費用の補助 ・貸出用の小型除雪機の整備 ・凍結防止剤の配付や肩掛け式散布機の貸与
6	空き家対策	4	・相続放棄物件等の空き家の雪下ろし・除雪の緊急的な実施
7	排雪場所確保	4	・地区の雪置き場から自治体の排雪場までの運搬経費の補助
8	流雪溝利用適正化	4	・地区の流雪管理団体への運営補助
9	生活道路共同除雪	15	・地域住民の実施する生活道路除雪への経費補助 ・生活道路を利用する3戸以上で組織された団体への除雪や融雪設備のランニングコストの補助
10	園芸産地雪害防止	3	・園地までの作業道確保のための除雪実施 ・3名以上の農作業者で組織する団体が農道除雪を行った場合に報奨金を支給
11	担い手確保	8	・除雪機運転員に対し、除雪講習会への参加費を助成 ・除雪作業に必要な特殊免許の取得費用に対する助成
12	消融雪設備導入	0	(過去の活用事例) ・町内の住宅新築の際の融雪設備導入費への補助
13	ICT道路除雪	2	・除雪車の運行状況のリアルタイムでの確認や、積雪深の自動計測を行うICTを活用した道路除雪システムの導入
14	雪文化マイスター	3	・雪文化マイスターが実施する、雪を活用したイベントの運営補助（新庄雪まつり、尾花沢雪まつり、ホワイトアスロン）
15	観光誘客支援	1	スキージャンプワールドカップの開催に合わせたイベントの実施や観戦環境の整備
16	雪を活かした地域づくり	2	・雪を活用したアクティビティが体験できる徳良湖スノーランドの運営補助 ・地域の農産物等を保管する雪室貯蔵施設の管理経費補助
17	その他 知事特認	9	・共助活動を行うコミュニティ組織への補助 ・ドクターヘリ着場の除雪